

築が求められます。そして、狩猟技術をもつてゐる若い人が、獣害で本当に困っている地域に住めるようなマッチングが進めば、獣害を減らすことにもつながるでしょう。

現在、全国の過疎地で地域おこし協力隊が活躍しています。彼らに狩猟免許を取得してもらい、市町村ごとに配置するというのも一つの選択肢でしょう。今では、狩猟サークルのある大学も増えています。

狩猟や農業を志向する若者が多いのも、単純にトレーサビリティで誰がつくつてゐるかを知ればいいということではなく、食べ物に関わるすべての過程を自分が納得した上で食べたいということだしているという感覚が欲しい若い人には狩猟も抵抗がないのかもしれません。

もちろん現状は楽観視できませんが、いまだに農村には若者を惹きつけるポテンシャルがあると思います。

●自治体職員の果たしている役割

——最後に、現場で頑張る自治体職員へのメッセージをお願いします。

九鬼 人手が足りないなかで、あれもこれも自分でやらなければと思うと大変で取得してもらいたい、市町村ごとに配置するというのも一つの選択肢でしょう。今では、狩猟サークルのある大学も増えています。

狩猟師の急激な減少と高齢化が鳥獣被害を拡大させるなか、専門の人材を雇用し、ジビエの商品化によって、高騰する対策予算の確保をめざした取り組みを紹介する。

進むと、野生動物が農地に限らず広く人間の生活の場に当たり前にいるようになります。車の運転中にシカとぶつかって車が壊れたとか、子どもが通つている小学校の運動場をイノシシが掘り起こして使えないとか、ブールにサルが入つていて、車のブレーキが使えないといったように、すべての人びとが生活面での野生動物との直接の摩擦に直面せざるを得なくなります。

そういう意味では、農業を守りながら、獣害を普通の人びとの生活の場にまで広げないようにとどめているというところにプライドをもつていただきたいと思います。獣害対策に携わっている人びとの仕事は単に農家のケアをしているだけではなく、地域で暮らすすべての人の暮らしを守るとても重要な役目であることを忘れないでほしいですね。

(一〇一八年一〇月三二日 於岡山大学
九鬼研究室)

特集 野生動物と暮らす最前線

野生鳥獣対策を、永続的に行うために ～捕獲従事者と対策予算の確保を～ 長野県小諸市



小諸市農林課
野生鳥獣専門員

竹下 毅

はじめに

皆さんは「人間と野生動物が『共存』する社会」と聞いて、いつたいどのような社会を想像するだろうか。『共存』という甘い言葉の響きから、人間と野生動物が手を取り合つて仲良く暮らす姿を想像しなかつただろうか。しかし、現実はそうでは無い。人間と野生動物が共存する地域では、その接点で何かしらの被害（農林業被害や人的被害・家屋被害など）が発生する。この被害を減らそうと「人間と野生動物が戦い続けている社会」こそが「人間と野生動物が共存している社会」なのである。

野生鳥獣対策を取り巻く状況

これまでには人間の社会活動（乱獲や森林伐採など）が要因となり野生鳥獣と共存できない（野生動物が追いやられる）ことが問題となっていたが、近年では、人口減少や高齢化、捕獲従事者の減少などにより、人間が野生鳥獣と戦えず共存できない（人間が追いやられる）地域が増えている。

少し、鳥獣対策に充てることのできる予算は減少している。ま

た、野生鳥獣被害対策（とくに捕獲）を行う人材として、自治体は長年に渡り地元獣友会を頼ってきたが、狩猟文化に対する意識変化や会員の高齢化により、一九七八年に約四三万人いた会員数は、二〇一六年には約一二万人まで減少している（大日本獣友会 日獣会報第四三号）。このため、「地元獣友会に頼つた野生鳥獣対策」が成り立たない地域や自治体が現れ始めており、鳥獣対策に従事する人材の確保が喫緊の課題となっている。

筆者が所属する小諸市においても、二〇〇〇年代に入り鹿やハクビシンの生息数が急増し、特産品であるリンゴやモモ、ブルーベリーといった果樹被害、また、屋根裏に住み着いたハクビシンによる家屋被害が多発していた。また、最も多い時（一九七〇年代）に二五〇人以上が在籍していた小諸市獣友会（以下、獣友会と記す）も二〇一〇年には七一人まで減少、将来的にはさらなる会員減少が進み、必要な捕獲圧を保つことができなくなることが推測された（事実、二〇一八年には三四人にまで減少している）。このため、早急に獣友会委託型（有償ボランティアベース）の鳥獣対策を改める必要があつた。

本稿では、小諸市が行つてきた野生鳥獣対策の経過を記述すると共に、今後の野生鳥獣対策の有り方について述べる。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の公式見解でないことをあらかじめお断りしておく。

さう仕組みであつた。

専門員の雇用と小諸市鳥獣被害対策実施隊の結成

先述したように、獣友会員減少が予見されていた小諸市では、二〇一〇年に野生鳥獣被害対策アドバイザーハクビシン制度（農林水産省に登録されている野生鳥獣対策の専門的な知識を有するアドバイザーから助言を受ける制度）を活用し、獣友会員が減少しても捕獲圧を維持するにはどうすればよいかについて協議が行われた。協議の結果、少数の獣友会員でも捕獲圧を維持する体制を構築することが必要であり、そのためには野生鳥獣に対する専門知識を持つ職員を雇用することが必要であるという結論に至り、二〇一一年度より専門員が雇用された。

また、六人の農林課職員が狩猟免許（わな獣）を取得し（人は第一種銃猟免許も取得）、専門員と狩猟免許を所持した農林課職員七人から構成される小諸市鳥獣被害対策実施隊（以下、旧実施隊と記す）を結成した。しかしながら、専門員以外の隊員は狩猟免許を持つてはいるものの鳥獣の生態に関しては素人であり、とくに大型獸（鹿・イノシシ）の捕獲を行うことは困難であった。そこで旧実施隊は捕獲が比較的容易な中型獸（タヌキ・ハクビシンなど）対策に従事し、獣友会は大型獸対策を行つという分業体制を敷いて対策に取り組んだ。その結果、対策が遅れていた中型獸の被害軽減を実現した。

野生鳥獣専門員雇用前の鳥獣対策

野生物専門員（以下、専門員と記す）が雇用される以前に小諸市で行われていた鳥獣対策（事業）は、大別すると二種類に分けられる。

一つは、鳥獣が農地に侵入することを防ぐ防護用施設（電気柵や金網柵など）設置にかかる費用の一部を補助する取り組み（小諸市有害鳥獣防除用施設設置補助金）や、狩猟免許の取得・更新にかかる費用の一部を補助する取り組み（小諸市狩猟免許取得等支援補助金）といった、市民の自主的な野生鳥獣対策を金錢的な面で補助する対策である。

もう一つは、小諸市が獣友会と委託契約を結ぶことで行われる許可捕獲事業（有害鳥獣駆除と呼ばれることが多い）である。許可捕獲事業の概要について説明すると、市は獣友会との委託契約後、獣友会員に対し鳥獣の捕獲許可証を発行する（原則として野生鳥獣は「狩猟」を除き、捕獲許可証の発行を受けない限り捕獲を行うことはできない）。許可証を発行された獣友会員は罠を設置して捕獲を行い、後日、捕獲に従事した日数ならびに捕獲された鳥獣を写真とともに報告、市は報酬（従事した日数に応じ、一日四〇〇円が支払われる）と報奨（捕獲した獣種・頭数に応じ支払われる。大型獸の場合、一頭あたり一万円）を計算し、全員分の報酬ならびに報奨額を一括して獣友会に支

しかしながら、獣友会が行う許可捕獲事業にはさまざま問題があつた。例をあげると、大型獸が多く捕獲される場所を巡り獣友会員の間で調整がつかないこと、法律順守の認識が薄いこと（錯誤捕獲対応や捕獲後の処理方法）、捕獲委託料の各獣友会員への分配方法や市役所に報告する捕獲報告書の不正などである。

言うまでもないが、法律に基づいて捕獲・駆除は実施されなければならず、行政は問題があれば指導する立場にある。しかし、小諸市が許可捕獲を依頼できる相手は獣友会以外に存在しないことによる遠慮もあつて、当時の許可捕獲は発言力のある一部の獣友会員の都合や考えが優先される状態があつた。

分業体制による捕獲活動の実施によって中型獸による被害額は減少したもの、依然として獣友会員の減少は止まらず、大型獸の被害は減少しなかつた。また、前述したように獣友会に委託する有償ボランティアベースの鳥獣対策にはさまざまな問題があることから、長年に渡り行われてきた獣友会委託型の許可捕獲体制を大きく改めることとした。

小諸市野生鳥獣対策実施隊への再編成と被害軽減の実現

二〇一五年四月より、旧実施隊を小諸市野生鳥獣対策実施隊（以下、実施隊と記す）へ再編成すると同時に獣友会への許可捕獲委託事業を廃止した。実施隊は「実施隊活動の責任者である

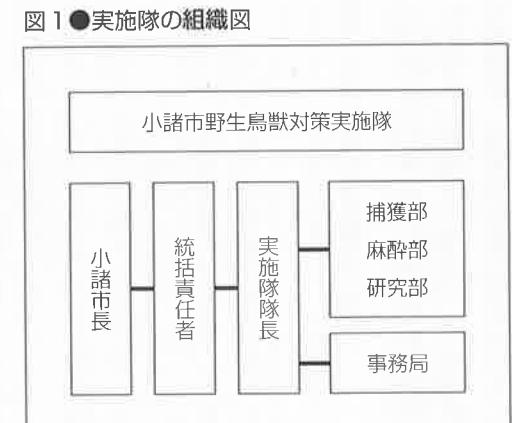
統括責任者（農林課長）、「実施隊活動の実務的な責任者である実施隊隊長（専門員）」「捕獲を実施する捕獲部（狩猟免許保持者）」、「放獣の際に利用する麻酔薬を管理する麻酔部（獣医師）」、「許可捕獲の計画や成果を検討する研究部（鳥獣保護員、野生動物の研究者）」、「捕獲の確認やデータの取りまとめを行う事務局（小諸市正規職員）」にて構成され（図1）、小諸市正規職員を除く実施隊員は小諸市長から任命される非常勤特別職公務員となつた。これにより捕獲を含む実施隊活動は公務となり、実施隊活動中に怪我をした場合は公務災害補償を受けることができるようになつた。

以下、実施隊の捕獲活動の流れを記述する。捕獲部員は設置した罠に大型獣が捕獲されていることを確認した時点で事務局に連絡する（報告しない場合、報奨費は支払われない）。報告を受けた事務局は即座に現場に出向き捕獲後の処理（止め差し・搬送・誤認捕獲の場合は放獣）を行う。これにより、捕獲部員の負担は大幅に減少されるとともに、捕獲の確認がリアルタイムで行われるため、捕獲報告の不正や法律違反は無くなつた。また、捕獲を行つた際に支払われる報奨額が変更された（大型獣を捕獲した場合、一頭一万八〇〇円）、報酬も年俸一〇〇〇円に改められ、隊員の口座に直接振り込まれる形となつた。この変更により、金の流れが明確化するとともに捕獲実績に比例して得られる金額が増えるため、とくに若い隊員による捕獲数が増

加した。また、限られた鼠数・人員で捕獲効率をあげるために、希望する捕獲部員には赤外線自動撮影カメラを貸与し、鹿・イノシシの撮影頻度が高い場所に罠を設置することを指導した。加えて、罠にかかつたことをメールにて知らせるICT機器を活用すること

で、捕獲者の負担軽減をはかつた。これらの結果、鹿の捕獲数は大幅に増加し（二〇一一年度…五七頭→二〇一六年度…三二・一頭）、農業被害額は減少した。小諸市の取り組みは高く評価され、二〇一六年度鳥獣被害対策優良活動表彰（被害防止部門（団体））において最優秀賞である農林水産大臣賞を受賞した。

捕獲体制の変更によって、当初の目標であつた限られた人材で捕獲圧を維持し被害を減らすことには成功したが、その副産物として新たな課題が発生した。



野生鳥獣対策費用の高騰

新たな課題とは鳥獣対策費用の高騰である。捕獲意欲・捕獲効率の向上によって捕獲数は増加し、それとともに、事務局員の入件費や実施隊員に支払う賃金、駆除個体の焼却処分費といった鳥獣対策費用も大幅に増加した。いくら被害額を減少させたとしても対策費用が高額になつてしまつては永続的に鳥獣対策を行うことはできない。このため、対策の質は落とさず、対策費用を削減する必要が出てきた。しかし、報奨額を下げるることや事務局員の認証体制をやめてしまえば捕獲部員のモチベーションや捕獲体制の質を低下させることに繋がりかねず、以前の状態に戻りかねない。そこで、駆除した鹿をペットフードへと加工・販売することで焼却処理費を削減するとともに、売上金を鳥獣対策に利用することで小諸市や国・県の補助金に頼らない自立した鳥獣対策システムを構築することを計画した。

野生鳥獣商品化施設運営事業の開始

二〇一五年度に行われた地方創生推進交付金事業の公募において、かねてから計画していた駆除した鹿のペットフード利用（小諸市野生鳥獣商品化事業…以下、商品化事業と記す）を提案し交付金対象事業に選ばれた。そこで交付金の五〇〇〇万円と市の単独予算一〇〇〇万円を合わせた六〇〇〇万円を用い、長



写真1 小諸市野生鳥獣商品化施設(二次処理室)

なつてもらうこととは困難であると考え、人食用の食肉加工施設と同等の衛生レベルを持つた施設として建設し、衛生管理面もPCRポイントとすることにした。

そこで施設の設計・改修には保健所にも加わつ

都 市 問 題

2018年12月号

第109巻第12号 ● 定価714円+税

(公)

財後藤・安田記念東京都市研究所

Tel: 03-3591-1262 Fax: 03-3591-1266

特集2 どうなる税源偏在は正問題

上村敏之／飛田博史／池上岳彦／倉地真太郎／井手英策

【著頭言】山崎岳/NPO法人フーレンス職員

特集1 子どもたちの給食はいま

学校給食の持つ意味—「子どもの貧困」の視点から—鷹咲子／学校給食費の自治体間格差の現状と改善の道筋：中村文夫／子どもの栄養を支える学校給食－調査データから見る「食格差」の実態：村山伸子／夜間定時制高校における給食の意義と役割：龍前航一郎／韓国の大償給食－現況と未来：藤澤宏樹

利益率は向上し、一〇一七年度の事業収益は二二六万円の赤字となつた。二〇一八年度は軽井沢に加え、上田市の鹿も搬入されるようになり、七ヵ月間で五〇〇頭を超す鹿が搬入されるようになった。また、七月からはペットフードに加え食用ジビエ販売も開始し、一〇月末の段階ではあるが事業収益は黒字となつてゐる。これまで、小諸市の予算を使って駆除され燃やされていた鹿が、鳥獣対策の資金源となり永続的な野生鳥獣対策を行うことができる可能性が見えてきたのである。

今後の野生鳥獣対策のあり方

冒頭で述べた通り、人間と野生動物が共存していくには野生

利益率は向上し、一〇一七年度の事業収益は二二六万円の赤字となつた。このため、初年度は製造した鹿肉を全量買い取ることを約束した一社の企業にのみ販売した。この結果、在庫を抱えるということは起きなかつたが売買単価は安く、製造すればするほど赤字となる状態であった。結果、一〇一六年度に小諸市で捕獲された三一一頭の鹿のうち、商品化事業にて活用された鹿は二七六頭となり、事業収益は三六二万円の赤字となつた。ただし、仮に三二一頭を焼却処分した場合の処分費を計算すると約三五〇万円となり、商品化事業を行わないとしても小諸市から出でいく支出額はほぼ同じであった。

てもらい「食肉処理業」ならびに「食肉販売業」の認可を受けた施設とした。また、設備に関しても殺菌能力のあるオゾン水・オゾンガス発生装置や次亜塩素酸水噴霧器、包丁滅菌庫などを整備し衛生管理を徹底した。また、商品化施設に運び込まれる鹿は全頭放射線量検査を行い、基準値（一〇〇bq/kg）を超した個体は破棄するとともに、出荷する商品はすべて金属検査機を通し異物の混入をチェックすることとした。また、麻布大学獣医学部にて小諸産鹿肉を用いた犬の臨床試験（鹿肉のアレルギー試験）を行う共同研究を締結した。

このような体制にて、一〇一六年四月から商品化事業がスタートしたが、小諸市が商品を製造し販売するという前例がなく、他の自治体でもほとんど参考になるような事例がなかつたため、販売先の選定方法や価格設定は手探り状態でのスタートとなつた。

このため、初年度は製造した鹿肉を全量買い取ることを約束した一社の企業にのみ販売した。この結果、在庫を抱えるということは起きなかつたが売買単価は安く、製造すればするほど赤字となる状態であった。結果、一〇一六年度に小諸市で捕獲された三一一頭の鹿のうち、商品化事業にて活用された鹿は二七六頭となり、事業収益は三六二万円の赤字となつた。ただし、仮に三二一頭を焼却処分した場合の処分費を計算すると約三五〇万円となり、商品化事業を行わないとしても小諸市から出でいく支出額はほぼ同じであった。

